

# 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日  
環境庁告示第46号改  
正：令2環告44

基準値は溶出試験の検液1Lにつき表の値を満たす事。

なお、農用地においては、カドミウム、砒素、銅について含有基準もある。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
有機燐	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下		

## 備考

- 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1L中につき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 2 「検出されないこと」とは、当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたトランス体の濃度の和とする。